

沖縄県立総合教育センター産業教育班(産業技術教育センター) 生徒実習要項

1. 趣旨

この要項は、沖縄県立総合教育センター産業教育班(産業技術教育センター)における生徒実習(以下、実習とする)に関し、必要な事項を定める。

2. 実習の目的

近年の産業教育の活性化と急激な技術革新等に対応するため、沖縄県立総合教育センター産業教育班(産業技術教育センター)において、先端技術装置及び高度情報機器に関するシステム実習並びに単体実習を行う。

3. 実習の対象学科及び人数

- (1) 実習の対象学科の範囲は、県立高等学校の産業教育に係わる専門学科(総合学科も含む)とし、本センターが開講する実習に限る。
- (2) 受入人数は、原則として1つの実習項目につき10名とする。なお、実習項目によっては40名まで受け入れることができる。

4. 産業技術教育センター生徒実習の内容

実習の内容については、別に定める。

5. 実習日及び時間

- (1) 実習は、土曜日・日曜日及び国民の祝日を除いた日に行う。
- (2) 実習時間は、原則として午前9時から午後4時までとする。

6. 申し込み方法 (※様式データは、県立総合教育センター 産業教育班 HP から取得できます)

- (1) 実習を希望する学校(申込責任者)は、実習室担当者と電話やメール等で日時、内容の調整を行い、実習室担当者から仮決定を受ける。
- (2) 沖縄県立総合教育センター所長(以下「所長」という)宛に、「生徒実習申込書」(様式1)を提出し正式に依頼を行う。
- (3) 実習日の一週間前までに、「生徒実習計画書」(様式2)を所長宛に提出する。

7. 実習日の変更

やむを得ない事情で実習日を変更する場合は、すみやかに産業教育班生徒実習担当者に連絡をとるとともに、「生徒実習日の変更届」(様式3)で所長宛に変更の申し出を行う。

8. 実習の指導

実習は、原則として各学校の指導計画に基づき、当該学校教諭及び産業教育班所員の指導によって行う。

9. 消耗品の使用

実習に必要な消耗品については、原則として沖縄県立総合教育センター産業教育班(産業技術教育センター)備え付けのものを実習担当者の指示によって使用する。

10. 留意事項

- (1) 生徒の送迎については、各学校で配慮すること。
- (2) 別添の沖縄県立総合教育センター産業教育班(産業技術教育センター)生徒実習心得に記載された事項及びその他必要と認められる事項については、あらかじめ学校において十分な指導を行うものとする。
- (3) 実習を行う場合は、当該学校の教職員が引率するものとする。